

◎新潟県告示第492号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は令和2年4月17日から令和2年5月7日まで新潟県農林水産部漁港課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部港湾課において縦覧に供する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 出願の年月日

令和2年4月8日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+0.51m）における公有水面と第1物揚場及び第1船揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点（北緯37度08分05.96秒，東経138度03分05.93秒）から134度57分37秒，168.15mの地点

②の地点 ①の地点から197度53分57秒10.00mの地点

③の地点 ②の地点から182度30分04秒40.00mの地点

④の地点 ③の地点から92度30分25秒15.03mの地点

⑤の地点 ④の地点から2度40分02秒49.33mの地点

(3) 面積

734.74平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地，2839番地，2840番地，2840-1番地及び461-1番地の地内並びに同字2838番地，2840-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑥の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点（北緯37度08分05.96秒，東経138度03分05.93秒）から121度25分02秒，180.00mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から270度00分00秒82.72mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から180度00分00秒100.00mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から90度00分00秒90.00mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から0度00分00秒41.89mの地点

(3) 面積

8,788.53平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地